# 豊中まつり開催における
# 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

豊中まつり実行委員会

2021 年 8 月

# 目次

1. はじめに

2. 基本的な考え方

3. まつりの開催時の感染防止策について

（1）四者（主催者・出店者・出演者・来場者）共通の遵守事項

（2）主催者の遵守事項

（3）出店者の遵守事項

（4）出演者の遵守事項

（5）来場者の遵守事項

4. 開催基準

5. 参加者の把握

## 1.　はじめに

本ガイドラインは、国、大阪府及び豊中市の方針に反しないことを前提に、政府や大阪府の新型コロナウイルス感染症対策本部専門家会議による提言を踏まえ、豊中まつりを運営するにあたって留意すべき事項を取りまとめたものです。

豊中まつり実行委員会はイベントの主催者（以下、「主催者」という。）として、事前打ち合わせやリハーサル等の準備過程（以下「準備過程」という。）も含め、まつりの参加者（運営等に携わらない当日参加する個人をいう。）及び関係者（主催者以外で運営に携わる個人・団体・組織をいう。以下同じ。）への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じます。

また、主催者は、以下の内容を踏まえつつ、まつりの特性を勘案し、感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を整理します。また、障害者や高齢者等、参加者の特性にも配慮して運営します。

## 2.　基本的な考え方

豊中まつりは毎年市内外から多数の来場者があることから新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場の分散やWEB配信及び入れ替え制の導入や入場制限などを実施し密集対策に努めます。

## 3.　開催時の感染防止策について

開催時の感染防止策については、国の改正新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者が安全・安心に参加できるよう、府の方針に反しないことを前提として、主催者が、その運営にあたり留意すべき事項をとりまとめます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、感染源対策（感染している可能性の高い人を来場させない）と感染経路対策を講じます。

（1）四者（主催者・出店者・出演者・参加者）共通の遵守事項

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に来場を見合わせること。

（ア）体調がよくない場合（例：平熱＋１度以上または37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合）

（イ）同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいる場合

（ウ）過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

（エ）本人が保健所から濃厚接触者に指定されている場合

② マスク着用の徹底

・室内、参加受付時、着替え時などで会話をする際、また、列に並ぶ際、誘導など声を発する際、観覧中にもマスク等の着用を徹底すること。

・正当な理由なくマスクの着用を拒否するものに対しては、入場を許可しないものとします。（主催者設定のルール）

※ただし、こども（5 歳以下のマスク着用は、必須として求められるものではありません。（WHO の見解による）また、2 歳未満は窒息の恐れがあるため着用については特に注意してください。（厚生労働省は 2 歳未満のマスクの着用について推奨していません。））や疾病のある場合はマスクを外すことも可とします。また、熱中症などの防止の観点から、他者との距離が保てる場合などもマスクを外すことも可とします。

③ アルコールなどによるこまめな手指消毒を徹底すること。

・手指（手首から指先までの全体）を、新型コロナウイルス感染症に対して効果のある消毒薬にて清潔に保ちます。

④ 他の参加者、関係スタッフ等との距離（できるだけ 2mを目安に（最低 1m））を確保すること。（障害者の誘導や介助を行う場合を除く。）

⑤ 大声での歓声やマスクを外した状態での会話を控えること。

⑥ 咳をするときは腕で口を覆う等の咳エチケットの実践を行うこと。

⑦ 感染拡大防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

（2）主催者の遵守事項

主催者は開催会場において、以下の内容を踏まえつつ、まつりの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、十分な感染予防対策を講じます。

## ○健康確認

入場受付時に、検温及び体調確認を実施します。その際、体温が37.5度以上の者、前述（1）の（ア）～（エ）に該当する者については、入場を認めません。

## ○消毒

① 適切な手指消毒機会の確保

参加者が開催中にアルコールなどによる手指の消毒をこまめに行えるよう、以下に配慮して消毒場所を設置します。

（ア）設置場所について

・観覧席、飲食スペース・トイレ・手洗い場などに頻繁に消毒をできるよう複数箇所に設置すること。

（イ）「こまめな手指消毒」を促すサイン等の掲示をすること。

② 施設・設備の消毒の実施

多くの人が触る接触面（階段・スロープなどの手すり、トイレの水洗レバー、蛇口など）に関しても、最低でも参加者入れ替えの際に、可能なかぎり拭き取りや消毒を行って、衛生的な環境を保ちます。

## ○三密の回避

☑適切な換気（密閉対策）

室内会場や屋外テント（更衣室など四方を塞ぐ場合等）は、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行います。

（ア）換気設備を適切に運転して外気を導入すること。

（イ）定期的に窓や扉を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。出来るだけ2か所以上の窓を開け、空気の流れを作ることで効率的な換気を行う。

☑社会的距離（密集対策：最低 1 メートル、原則 2 メートル）

他の参加者、関係スタッフ等との距離（できるだけ 2mを目安に（最低 1m））を確保します。(障害者の誘導や介助を行う場合を除く。)

（ア） 社会的距離を保つため、時間やエリア毎に人数を管理すること。
（イ） 入退場時に、密になることを防ぐために、参加者の行動の制限や誘導を行うこと。
（ウ） 出店店舗を設置する際には、参加者が適切な距離を保てるよう、店舗間の距離を十分に保つこと。また、参加者の接触が少なくなるよう社会的距離の確保に配慮を行うこと。

☑飛沫飛散防止（密接対策）
参加者の受付時等に、密接した状態での対応を避けるための対策を講じます。

（ア） 飛沫飛散を防止するため、アクリル板等を設置すること。

**○飲食・飲酒**
①飲食
飲食は、唾液飛分泌が促された状態でマスクを外す状況となり、唾液飛沫が拡散するリスクが非常に高くなります。

（ア）飲食は指定エリアのみで飲食ができる会場管理とすること。

②飲酒
飲酒は、感染リスクが高い「5 つの場面（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」として提示されています。

（ア）飲酒する場所や時間の一定の制限などを設定した条件下での提供とすること。

(3) 出店者の遵守事項

主催者は、サービスの提供に際して、共通の対応に加えて、以下に配慮した十分な感染予防対策を講じるよう出店者へ要請します。

【出店者共通】

（ア）電子マネー・QR コード決済などのキャッシュレス決済の導入に努めること。
（イ）現金の徴収時は、トレーで受け渡しを行うこと。
（ウ）従業員及び購買者双方のマスクの着用、及びアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫防止に努めること。
（エ）店舗に手指消毒液を少なくとも 2 ケ所設置すること。（①店内で出店者が使用するもの。②購入者が店先で使用するもの）

【飲食物の提供】

（ア）テーブルの消毒、厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度使用など食品衛生管理で従来行っている管理（ＨＡＣＣＰによる管理など）は徹底して実施すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。

※HACCP とは
食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程のなかで、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

（4）出演者の遵守事項

主催者は、豊中まつりへの出演に際して、共通の対応に加えて、以下に配慮した十分な感染防止対策を講じるよう出演者へ要請します。

（ア）各会場に独自のガイドラインがある場合は、本ガイドラインの内容に加え、当該ガイドラインに準じた感染対策を講じること
（イ） 楽屋・控室での会話や食事などの際は、対面を避けること。また、食事の際は黙食を徹底すること。

（5）来場者の遵守事項

主催者は、参加者に対して当日の行動として、共通の対応に加えて下記の項目に配慮した行動をすることを要請します。

（ア）大声での歓声・会話を控えること。（大声を出す者に対しては、運営者が個別に注意を行い、場合によっては退場していただく。）
（イ）飲食中の会話を禁止し、黙食とすること。
（ウ）食事の際は、対面を避けること。
（エ）「食べ歩き」は禁止とし、指定エリアのみで飲食をすること。
（オ）回し飲みや回し食べ等、食器等の共有は行わないこと。
（カ）ごみは持ち帰ること。

## 4.　開催基準

まつり開催時の国、大阪府及び豊中市の要請に従うものとし、以下の 5 段階で随時判断していくものとします。

| 段階 | 開催方法 |
|---|---|
| 4 | 中止 |
| 3 | 無観客配信 |
| 2 | 飲食等の販売中止 |
| 1 | アルコール飲料販売中止 |
| 0 | 通常通りの開催 |

## 5.　参加者の把握

主催者は、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐためには、参加者を把握することが必須であることから、連絡先取得を行います。また、主催者は事前に個人情報の利用について、参加者へ周知します。

【参加者の把握】
参加者には、大阪コロナ追跡システムへの登録、接触確認アプリ「COCOA」の導入や事前申し込み時、及び受付での住所・氏名の記入などの活用によって参加者の連絡先を把握する追跡対策を講じることとします。

【個人情報の取り扱い】
主催者は、個人情報について期間を定めて保存します。また、この個人情報について

は、3 週間より長い期間保管します。保管期間終了後の個人情報は、適切に廃棄し、廃棄したことを記録します。

収集した個人情報は、万が一コロナウイルス感染症に感染した参加者がいた場合に、保健所等関係機関に提供することのみに利用します。

以上

※2021 年度については国、大阪府及び豊中市の要請内容を踏まえ、上記開催基準「段階 2」の飲食等の販売中止での開催とする。（2021 年 8 月 5 日開催の豊中まつり運営会議時点）
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、豊島公園、文化芸術センターでの開催は中止とし、オンラインのみの「WEB 豊中まつり」での開催とする。（8 月 27 日開催の事務局会議、9 月 3 日開催の運営会議時点）